

4 農産第 5121 号
令和 5 年 3 月 14 日

東北農政局生産部長	}	殿
関東農政局生産部長		
北陸農政局生産部長		
東海農政局生産部長		
近畿農政局生産部長		
中国四国農政局生産部長		
九州農政局生産部長		
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長		

農産局果樹・茶グループ長※¹

令和 5 年産一番茶期における凍霜害防止策の徹底について

茶において、凍霜害は、一番茶の減収や品質低下を招き、茶業経営に大きな影響を及ぼす重要な気象災害である。また、近年、急激な気象変動や温暖化等の影響により頻繁に凍霜害が発生しており、直近では令和 3 年産において、生育期の低温により国内各地で新芽の生育が抑えられたところである。

本年においては、気象庁の 1 か月予報により、3 月中旬から 4 月上旬にかけて平均気温が高く推移する可能性が高いとされており、新芽の生育の前進や耐凍性の低下が見込まれ、不意な低温により凍霜害が発生するリスクが特に高まっている。

こうした状況を踏まえ、下記の事項に留意の上、貴局管内の関係都府県※²に対し、指導の徹底を図られたい。

記

1 凍霜害の事前対策

- (1) 防霜ファンや散水用スプリンクラー等の稼働点検を行う。特に耐用年数が経過した防霜ファンについては、サーモスタット等のセンサーが適正に働いているか、風力量が設計どおりに確保されているか等、防霜効果が適正に発揮できるか必ず確認を実施するように指導すること。

- (2) 凍霜害常発茶園にあっては、茶園の気象及び立地条件、経済性を考慮しながら、被覆法、送風法、散水法等の凍霜害防止策を指導すること。
- (3) なお、必要に応じ管内の気象台からの気象情報について、J A・普及組織・試験場等で情報の共有化を図ること。

2 凍霜害の発生リスクの高い時期における対策

- (1) 管内の気象台が発表する予報に注視するとともに、農業関係機関からの情報により、少しでも凍霜害のリスクが高い場合には、必ず防霜ファンを稼働させるよう産地を指導すること。

近年の凍霜害では、電気代節約等の理由により防霜ファンの電源を切っていた結果、被害に遭遇したケースが見られたことから特に留意が必要である。

- (2) なお、これまでの凍霜害発生時に以下のような気象状況が見られたので留意をするよう指導すること。

- ① 夜間を通じて上空に雲が無く、風が弱い場合(放射冷却が予想される状況)
- ② 夕方の湿度が比較的低い場合
- ③ 極低温の寒気流入が予想される場合

3 凍霜害発生後の被害軽減

- (1) 2葉開葉期未満の場合、被害後はそのまま放任して再成長を待ち、摘採時は、荒茶品質の低下を防ぐため、被害芽の混入に十分注意する。また、被害発生時に2葉以上の開葉があり、摘採時に被害葉が混入する可能性が高い場合には、被害部分を除去するため、被害直後に浅く整枝を行うように指導すること。
- (2) 生育が遅れる場合、病虫害の発生が多くなるため、適期防除に努めるように指導すること。

※施行注意

- ・下線部※1について、内閣府沖縄総合事務局宛ての場合は「農林水産省農産局果樹・茶グループ長」とする。
- ・下線部※2については以下のとおりとする。
 - 東北、北陸、東海、中国四国、九州農政局宛ての場合は「県」
 - 関東農政局宛ての場合は「都県」
 - 近畿農政局宛ての場合は「府県」
 - 内閣府沖縄総合事務局宛ての場合は「沖縄県」